

# 社会福祉法人 国際福祉会 役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人国際福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。  
ただし、美さと児童園職員を兼ねる職員については支給しない。

- (1) 役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員等は、非常勤としその報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。
- (2) 理事・監事の年度における報酬支給総額は、320,000円を超えない範囲とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が、その職務のため、理事会又は評議員会に出席したときは費用を弁償することとし、その額は旅費規程に定める相当額とする。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日施行の「社会福祉法人国際福祉会役員の報酬及び費用弁償に関する規程」は廃止する。
- 3 この規程は、令和4年6月21日から施行する。

別表第1（非常勤の役員の報酬）

（理事）

	日 額
理事会及び評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（監事）

	日 額
理事会及び評議員会への出席	5,000円
事業運営状況指導又は監査業務	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

別表第2（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円